

2021年11月11日
株式会社トーモク
ESG推進室

トーモクグループ「人権方針」の策定

株式会社トーモクは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」*を実行の枠組みとして人権方針を策定しました。

SDGsに賛同し、マテリアリティ(重要課題)としても人権尊重を特定し、また、これまでも、CSR方針、行動基準、規程等に基づき、人権尊重の取り組みを実施してまいりました。

グローバル視点で、さらなる企業価値向上のためには、人権に係わる国際規範を考慮して、事業基盤を強化することが重要であります。「人権方針」は、これまでの行動基準や各種規程を統括するものとして位置づけ、「人権尊重」をグループ経営理念の根幹をなすものとし、あらゆる事業活動の基盤とします。

「環境や社会にやさしく、ビジネスと暮らしを包み、安全にお届けする」というグループ経営理念のもと、人権尊重の取り組みを実践するとともに、持続可能な社会の実現に貢献し、社会の皆さまから信頼され、選ばれる企業となることを目指してまいります。

*2011年に国連人権理事会で承認され、すべての国と企業が人権の保護・尊重への取り組みを促すグローバル基準です。3つの柱があり、「人権を尊重する企業の責任」についても明らかにされております。